

2021年度
電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供に関する契約書
【DR用】
(ひな型)

2021年〇月〇日

〇〇株式会社
北海道電力ネットワーク株式会社

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と北海道電力ネットワーク株式会社（以下「乙」という。）とは、2020年8月31日に乙が公表した「2020年度電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱」（以下「募集要綱」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

（電源Ⅰ' 厳気象対応調整力）

第1条 甲は、乙が厳気象時等の需給ひっ迫時において需給バランス調整等を実施するため、別紙1（契約設備等一覧表）の負荷設備（以下「契約設備等」という。）を用いて、乙に対して電源Ⅰ' 厳気象対応調整力（稀頻度リスク対応（冬季））の提供を行なうものとする。

なお、この場合、契約設備等は、第2項（2）に定める乙の指令に従った需要抑制を行なっている時間に限り、乙の託送供給等約款（以下「約款」という。）15（供給および契約の単位）（5）に規定する調整負荷に該当するものとする。（約款を変更した場合には、変更後の約款の該当条項による。以下同じ。）

2 この契約において、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の提供とは、次のものをいう。

（1） 甲が、第4条に規定する需要抑制を行なう需要家の需要場所において、契約設備等のうち、同条に規定する契約電力を、12月～2月（以下、「稀頻度リスク対応月」という。）の土曜日、日曜日、祝日および12月30日、12月31日、1月2日、1月3日を除き（以下、「稀頻度リスク対応月の平日時間」という。）0時～24時（以下、「稀頻度リスク対応月の平日時間」という。）において、契約設備により乙の指令に従い、契約設備等における電気の使用の抑制（以下「需要抑制」という。）が可能な状態で維持（以下「待機」という。）すること。

なお、アグリゲータが乙からの指令を受け、各需要家に指示し、個別の需要家が電気の使用の抑制を行なうことにより調整力を供出することを、以下「運転」という。

（2） 甲が、乙の指令に従い、稀頻度リスク対応月の平日時間において、契約設備等を契約電力の範囲内で運転すること。

（契約設備の設定単位）

第2条 契約設備等は、原則として別紙1のアグリゲータ単位で設定するもの

とする。

(発電等可能量の提出と調整力ベースラインの設定)

第3条 甲は、乙との間で、仮に本契約にもとづく調整力を提供しなかった場合に想定される負荷消費量等の合計に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたもの(損失率は約款にもとづくものとする。)(以下「調整力ベースライン」という。)の設定方法について、乙の指定する方法で取り決めることとする。また、乙が必要と認める場合、乙が必要とする発電等可能電力、発電等可能電力量およびその他の運用制約等を甲は乙に直接提出するものとする。

(契約電力、電圧、供給地点特定番号および需要家の需要場所)

第4条 契約設備等の契約電力、電圧、供給地点特定番号および、需要家の需要場所は別紙1のとおりとする。

(送電上の責任分界点)

第5条 送電上の責任分界点は、契約設備等に関し、乙との間で乙の託送供給等約款にもとづき締結している接続供給契約の定めに準ずるものとする。

(財産分界点および管理補修)

第6条 財産分界点および管理補修は、契約設備等に関し、乙との間で乙の託送供給等約款にもとづき締結している接続供給契約の定めに準ずるものとする。

(設備要件)

第7条 甲は、契約設備等について、募集要綱に記載の設備に関する要件を満たすものとする。

(運用要件)

第8条 甲は、稀頻度リスク対応月の平日時間においては、契約設備等について、次の各号の運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き乙の指令に従うものとする。

- (1) 乙の指令から3時間以内に、契約電力まで出力(個別の需要家が電気の使用の抑制を行なうことにより電力系統側に発生する余力を「出力」という。)増が可能であること。(以下、乙の指令から甲が出力増するまでの時間を「発動時間」という。)
- (2) 第9条で協議によりあらかじめ定める点検等の期間(以下、「作業

停止期間」という。)を除く稀頻度リスク対応月の平日時間において、乙の指令に従った運転が可能であること。また、当該時間での運転が可能となるよう、発動時間を勘案した時間帯において、待機が可能であること。

- (3) 乙からの指令に対し、入札書に記載の「厳気象対応調整発動可能回数」(最低6回(稀頻度リスク対応(冬季))までは応じられること。また、「厳気象対応調整発動可能回数」(最低6回(稀頻度リスク対応(冬季))を超過した指令に対しても、可能な限り応じられること。
- (4) 乙の指令に従って出力増をした時刻から、原則として、3時間にわたり運転継続が可能であること。また、原則として、3時間運転継続の後、運転終了できること。また、調整実施後3時間以内に、乙から復帰指令を行った場合は、可能な範囲でその指令に従うこと。
- (5) 契約設備等に不具合が生じた場合、すみやかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。
- (6) 契約設備等の不具合が解消した場合、すみやかに乙に連絡すること。
- (7) (2)の要件を満たすため、乙の承諾を得た場合を除き、稀頻度リスク対応月の平日時間において、電源Ⅰ「厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約設備等の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。

2 甲は、本契約に定める事項、募集要綱、乙の託送供給等約款、系統ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等(以下総称して「本契約等」という。)を遵守するものとする。

なお、契約設備等の所有者が甲以外の者である場合、甲は、その者に本契約等を遵守させることとする。

(停止計画)

第9条 甲は、乙が別途定める期日までに、第21条に定める電源Ⅰ「厳気象対応調整力の提供期間における契約設備等の停止計画の案を乙に提出し、乙との協議により停止計画を決定するものとする。

2 甲は、第1項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 停止時期は、原則として提供期間を除く時期に設定すること。ただし、事前の協議により乙が提供期間に設定することを認めた場合は、この限りでない。
- (2) 停止時期は、法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等して設定

し、作業停止期間の短縮に努めること。

(電力量の計量)

第10条 契約設備等で消費される電力量（以下「実績電力量」という。）は、約款にもとづき取り付けられた記録型等計量器により30分単位で計量するものとする。

2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙協議のうえ、別途電力量を決定するものとする。

(計量器等の取付け)

第11条 本契約に係る料金の算定上、新たに必要となる記録型等計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき計量器等は取り付けないものとする。

2 法令等により、本契約にもとづき取り付けられた計量器およびその付属装置および区分装置を取り替える場合は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。甲は実費を乙に支払うものとする。

(通信設備等の施設)

第12条 契約設備等に対する乙の指令の受信および契約設備等の現在出力等の乙への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等について、以下の区分で施設するものとする。ただし、甲と乙との間で、通信設備もしくは伝送装置等の省略について合意している場合は、この限りでない。

(1) 発電所構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、かつ甲の所有とし、甲が取付けるものとする。また、工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(2) 発電所から最寄の変電所、通信事業所までの間の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(3) 上記、(1)、(2)以外の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取付けるものとする。また、

その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りではない。

～簡易指令システムを用いたオンライン指令で制御するための設備については、下記のとおり置き換える～

(1) 甲の簡易指令システム用送受信装置

甲が選定し、甲の所有として、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

(2) 甲の簡易指令システム用送受信装置までの間の通信回線等

乙が指定する通信回線および認証・暗号化について、甲の負担で契約を行なうものとする。

～ここまで～

(料金の算定期間)

第13条 甲または乙が相手方に支払う料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

(料金の算定)

第14条 料金は、別紙2（月間料金一覧表）に定める月間料金と乙の指令に従い契約設備等の運転を行ったことに伴う電力量料金に第28条で定める消費税等相当額、ならびに事業税相当額を加算した金額とする。

なお、各号の金額の単位は1円とし、料金算定過程における端数処理は行なわず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てを行なうものとする。

2 第22条、第23条、もしくはその他事由により、契約期間の途中で本契約が終了する場合、契約終了日を含む月の月間料金については、契約終了日までの日割計算により算出された金額とする。

(契約電力未達時割戻料金)

第15条 稀頻度リスク対応月の平日時間において、乙からの指令にも係らず、乙の責とならない甲の契約設備等の事故や当日の計画外の点検等の事由により、乙が運転を指令している時間における甲が提供した30分単位のコマごとの電力量（以下「調整電力量」という。）が、契約電力を2で除してえた値に達しない場合（以下「契約電力未達」という。）、契約電力未達時割戻料金を第2項のとおり算定するものとする。なお、契約電力未達時割戻料金については、30分単位のコマごとに契約電力未達度合い

を算出したうえで、算定するものとする。

また、第9条に定める停止日数の対象期間においても、契約電力未達の判定を実施するものとする。ただし、契約電力未達を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、契約電力未達の対象としないことができるものとする。

- 2 契約電力未達割戻料金については以下の式にて算出するものとする。
なお、発動回数は運用要件に定める最低発動回数の6回（稀頻度リスク（冬季））。ただし、6回（稀頻度リスク（冬季））を超えて乙から電力の供出を要請した場合には、その超えた回数（発動回数の制限を超過している場合はそのうち要請に応じた回数）を加えた回数とする。

$$\text{契約電力未達時割戻料金} = \frac{30 \text{分単位のコマ数 (1コマ)} \times \text{未達度合い合計}}{\text{発動回数} \times 3 \text{時間} \times 2 \text{コマ}} \times \text{基本料金} \times 1.5$$

- 3 未達度合いについては以下の式にて算定するものとする。

なお、本項における契約電力および一部供出電力は、30分単位の値として2で除してえた値とする。

また、調整電力量が契約電力の90%未満にとどまる場合には調整電力量はゼロとして算定し、調整電力量が90%以上となる場合には調整電力量は契約電力を上限として算定するものとする。

$$\text{未達度合い} = \frac{\text{契約電力} - \text{調整電力量}}{\text{契約電力}}$$

ただし、甲より事前に契約電力の一部でも供出可能（代替設備等による供出を含み、以下「一部供出電力」という。）の申し出があり、乙がそれを認めた場合については、当該30分単位のコマに対しては以下の式を用いて未達度合いを算定するものとする。

なお、調整電力量が一部供出電力の90%未満にとどまる場合には調整電力量はゼロとして算定し、調整電力量が一部供出電力の90%以上となる場合には一部供出電力を上限として算定するものとする。

$$\text{未達度合い} = \frac{\text{一部供出電力} - \text{調整電力量}}{\text{契約電力}} + \frac{\text{契約電力} - \text{一部供出電力}}{\text{契約電力}}$$

4 第3項にて算定した契約電力未達時割戻料金に乙の事業税相当額を加算した額を料金算定期間の翌月分の税込月間料金から割引くものとする。

(停止割戻料金)

第16条 稀頻度リスク対応月の平日時間において、乙の責とならない甲の契約設備等の事故や点検等の事由により、乙の指令に備えた運転および待機をすることができない日数（第15条による契約電力未達時割戻料金を適用した日を除く。以下「停止日数」という。）について停止割戻料金を第2項のとおり算定するものとする。ただし、甲が、乙との協議により別途定めた代替設備等を使用し、電源I' 廠気象対応調整力(kW)を提供することの申し出を前日12時までに行ない、乙が代替設備等の使用を認めた場合、または停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、停止割戻料金の対象としないことができるものとする。

なお、代替設備の使用に必要な費用は、甲の負担とする。

2 停止割戻料金については基本料金を用いて、以下の式にて算定するものとする。

$$\text{停止割戻料金} = \frac{\text{提供期間の平日停止日数}}{\text{当該年度の提供期間の平日数合計}} \times \text{基本料金}$$

3 甲より乙に対し、一部供出電力の申し出があり、乙がそれを認めた場合は、停止割戻料金算定上の停止日数について、以下の算出式により修正できるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{修正後の停止日数} && 7 \\ = & \text{修正前の停止日数} \times && \frac{\text{一部供出電力} \times \text{一部供出電力の運転継続時間}}{\text{電源I' 廠気象対応調整力契約電力} - \text{一部供出電力}} \end{aligned}$$

- 4 第2項にて算定した停止割戻料金に乙の事業税相当額を加算した額を料金算定期間の翌月分の税込月間料金から割引くものとする。

(調整電力量の算定)

第17条 乙が調整を求めた期間について算出される調整電力量は、契約設備等ごとに30分ごとの調整力ベースラインによる電力量から実績電力量に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたものを減じた値とする。

なお、乙が求めた調整開始時刻を含む30分値から調整終了時刻を含む30分値までのすべての30分値を合計して算出するものとし、損失率は約款にもとづくものとする。

また、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は、甲乙協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行なうものとする。

- 2 第1項の調整電力量については、以下の区分で算定する。

- (1) 上げ調整電力量
調整電力量が正の場合の電力量
- (2) 下げ調整電力量
調整電力量が負の場合の電力量

- 3 第2項により算定された調整電力量については、原則として翌々月10日までに、乙から甲へ通知するものとする。

(電力量料金の算定)

第18条 厳気象対応調整力料金は、次の(1)の金額から(2)の金額を差し引いた金額とする。ただし、(2)が(1)を上回る場合は、(2)の金額から(1)の金額を差し引いた金額とする。

なお、甲が乙と電源Ⅱ契約等（電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約、電源Ⅱ低速需給バランス調整力契約）を締結している場合および需給調整市場に関する契約を締結している場合、電源Ⅱ契約等における料金および需給調整市場における料金と合わせて算定する。

(1) 上げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、第17条にもとづく上げ調整電力量に、第19条にもとづく上げ調整電力量料金に係る単価を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

(2) 下げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、第17条にもとづく下げ調整電力量に、インバランス単価（託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき乙が算定、公表するものをいう。）に $1 / (1 + \text{消費税率} [\text{消費税率および地方消費税率を合計した値とする。}])$ を乗じて得た値を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

(電力量料金単価の提出)

第19条 第18条について、甲は乙に対し、乙が定める様式（別紙3（申出単価等一覧表））により、契約設備等ごとに、土曜日から翌週金曜日（以下「適用期間」という。）までの以下の申出単価を原則として適用期間の開始直前の火曜日（当該日が休祝日の場合はその直前の営業日とする。）の14時までに提出するものとする。ただし、甲の特別な事情により、適用期間の途中で申出単価を変更する必要がある場合は、甲はすみやかにその旨を乙に連絡し、甲乙協議のうえ、申出単価の変更を行なうことができるものとするが、適用した単価を過去に遡って修正することはできないこととする。

V1：上げ調整電力量に適用する単価（円/kWh）

なお、V1は、上限電力量単価を上限とし、円/kWh単位で提出するものとする。

(料金等の支払い)

第20条 第14条により算定した料金については、原則として、甲は、翌月1日から22日までに乙に請求し、乙は、同月末日（ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日）までに支払うものとする。ただし、請求書の受領が同月22日以降であった場合は、その遅延した日数に応じ支払い期日を延伸するものとする。

2 第18条により算定した料金については、原則として、甲または乙は、

翌々月1日から22日までに相手方に請求し、相手方は同月末日（ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日）までに支払うものとする。なお、第14条で算定した料金と第18条により算定した料金は、同一支払月の金額と相殺し支払うことを可能とする。ただし、請求書の受領が同月22日以降であった場合は、その遅延した日数に応じ支払い期日を延伸するものとする。

- 3 第1項、第2項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方は支払うものとする。
- 4 第15条に定める契約電力未達時割戻料と、第16条に定める停止割戻料との合計が、第14条に定める当該月の月間料金を上回る場合は、甲はその差額を乙に支払うものとし、当該支払いについては、第28条で定める消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算したうえで、第1項に準じ、延滞利息については第3項に準ずるものとする。ただし、契約電力未達時割戻料と停止割戻料の合計金額の上限は、基本料金とする。

（電源Ⅰ 〃 廠気象対応調整力の契約期間、提供期間および契約の有効期間）

第21条 本契約に、もつづく甲から乙への電源Ⅰ 〃 廠気象対応調整力の契約期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までとする。

2 本契約にもつづく甲から乙への電源Ⅰ 〃 廠気象対応調整力の提供期間は、2021年7月1日から2021年9月30日までおよび2021年12月1日から2022年2月28日までとする。ただし、提供期間のうち土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日は対象外とする。提供時間は夏季（7月1日から9月30日）は9時から20時、冬季（12月1日から2月28日）は0時から24時とする。

3 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもつづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

（合意による解約）

第22条 甲乙いずれか一方がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第23条 甲または乙が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 第1項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が本契約に定める規定に違反しその履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、意図的な契約不履行が認められた場合または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。

(1) 支払不能もしくは支払停止、または手形もしくは小切手が不渡りとなった場合

(2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(3) 差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(4) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(5) 公課の滞納処分を受けた場合

(解約または解除に伴う賠償)

第24条 本契約の解約または解除によって、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第25条 甲または乙が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第26条 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

(1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員また

はその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合

- (2) 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（乙が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行なった場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為
- 2 甲および乙は、自らが第1項各号に該当しないことを確約し、将来も第1項各号に該当しないことを確約するものとする。

（損害賠償）

- 第27条 甲が、本契約に違反して乙もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、甲は乙もしくは第三者に対し、その賠償の責を負うものとする。
- 2 乙が、本契約に違反して甲もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、乙は甲もしくは第三者に対し、その賠償の責を負うものとする。

（消費税等相当額および事業税相当額、収入割相当額）

第28条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

また、本契約において事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業税および特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税に相当する金額をいい、収入割相当額とは事業税相当額のうち収入割に

相当する金額をいう。適用する事業税率は別紙3（事業税率）のとおりとする。

（単位および端数処理）

第29条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、第20条で定める消費税等相当額および事業税相当額、収入割相当額を加算して授受する場合は、消費税相当額および事業税相当額、収入割相当額が課される金額ならびに消費税等相当額および事業税相当額、収入割相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

（運用細目）

第30条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で協議のうえ、定めるものとする。

（合意管轄および準拠法）

第31条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、札幌地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

（秘密保持義務）

第32条 甲および乙は、本契約の内容および本契約の履行にあたって知りえた当事者の機密情報（各当事者が「機密」であることを口頭または書面で示した情報をいう）について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) あらかじめ相手方の承諾を得た場合
- (2) 電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合
- (3) 調整力の広域的運用に伴い他の一般送配電事業者に提示する場合

2 本条に定める規定は、本契約終了後も存続するものとする。

（協議事項）

第33条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、乙の託送供給等約款、系統ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等によるものとする。

2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保有する。

□□□□年□□月□□日

(住所) ○○県○○市○○町○○番
甲 ○○株式会社
取締役社長 ○○ ○○

(住所) 札幌市中央区大通東1丁目2番地
乙 北海道電力ネットワーク株式会社
取締役社長 ○○ ○○

別紙1 契約設備等一覧表

アグリゲータ名	契約電力(kW)			
〇〇株式会社	〇〇〇〇			
需要家名		所在地	電圧 (kV)	供給地点特定番号
〇〇株式会社		北海道〇〇市××		

別紙2 月間料金一覧表 (12月~2月)

アグリゲータ名	所在地	契約電力 (kW)	基本料金(円)	月間料金 (12月~1月) (円)	月間料金 (2月) (円)	その他

別紙3 申出単価等一覧表

適用期間
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日~〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

アグリゲータ名	契約電力(kW)	申出単価(円/kWh)	上限電力量単価 (円/kWh)
		V1	

別紙4 事業税率

○2020年度に適用される甲の収入割の事業税（事業税+特別法人事業税）の実効税率

●.●●%
